

平成24年 4 月20日

各 位

東京都品川区東品川四丁目12番7号
株式会社日立ソリューションズ
取締役社長 林 雅 博

株式交換金銭交付金お支払いのお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社と日立ビジネスソリューション株式会社（以下「日立ビジネスソリューション」という。）は、平成24年3月2日を効力発生日として株式交換を実施いたしました。

今般の株式交換につきましては、「株式交換に伴う当社株式のお取扱いについて」にてご案内※の通り、効力発生日の前日（平成24年3月1日）の最終の株主名簿に記録された日立ビジネスソリューションの株主様を対象に、同社普通株式1株につき1,010円の割合で金銭（以下「株式交換金銭交付金」という。）を当社より交付させていただきます。

つきましては、株式交換金銭交付金のお支払いに関しまして、下記の通りご連絡申し上げます。
敬 具

※ご案内は、日立ビジネスソリューションのホームページ（<http://hitachi-business.com/>）に掲載しています。
また、平成23年11月30日現在の日立ビジネスソリューションの株主様には、平成24年1月26日付で、同社より臨時株主総会の決議通知等とともに送付しています。

記

1. お支払い金額

日立ビジネスソリューション普通株式数に、同株式1株当たり1,010円を乗じた金額となります。

2. お支払い方法

貴方様が日立ビジネスソリューションにお届出いただいております株式配当金のお受取方法等に応じて、次表の通りとさせていただきます。

株式配当金のお受取方法等	株式交換金銭交付金のお支払い方法
①銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫等の口座に振込指定をいただいていた方 〔個別銘柄指定方式又は登録配当金受領口座方式にて株式配当金をお受け取りいただいていた方〕	左記にて、ご指定の銀行等の口座へ平成24年4月23日にお振込いたします。 「株式交換金銭交付金計算書」及び「振込先のご確認について」を同封しておりますので、ご確認下さい。
①ゆうちょ銀行の口座に振込指定をいただいていた方 ②株式数比例配分方式を指定いただいていた方 ③振込指定をいただいていない方 〔配当金領収証にてお受け取りいただいていた方〕	個人の方には「株式交換金銭交付金領収証」を、法人の方には「普通為替証書」を同封しておりますので、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局でお受け取り下さい。 また、「株式交換金銭交付金計算書」も同封しておりますので、ご確認下さい。

なお、当該株式交換金銭交付金は、株式に係る譲渡所得等の収入金額となりますので、原則として、その譲渡損益については、確定申告をしていただく必要があります。具体的な税務上の取扱いにつきましては、最寄りの税務署又は税理士にご相談下さい。

また、同封いたしました「株式交換金銭交付金計算書」は、確定申告の際の参考資料として確定申告書に添付することができます。

3. お支払い方法等に関するお問い合わせ先

〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
東京証券代行株式会社 事務センター
電話 0120-49-7009（フリーダイヤル）

以 上